

令和元年度あなたの声まとめ (FAX・Eメール含む)

令和元年 8月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
504	7.25	投書	意見	<p>大山田公園内、テニスコート場の理不尽な場所確保について</p> <p>毎年、テニスコートの年間使用計画については、認定団体に対し、12コートの予約と予備日の予約が入っています。</p> <p>このことについては、いつも重要質問として出していますが、市民からの疑問、要望等を意識的に外した回答をしているように思われます。必ず市民の質問に沿った回答を下さい。</p> <p>次の質問には必ず回答下さい。(曖昧、抽象的な回答、責任転嫁した回答で逃げないでください。市民の疑問、疑惑を完全に払拭してください。</p> <p>多大な貢献をしている認定団体とは、どのような(1)条件、(2)基準で認定しているのか。また、12コートは、絶対に一日中必要であるという(3)判断資料(例えば、団体の規模、チーム</p>	<p>ご質問に対して回答します。</p> <p>(1)桑名市テニスコート規則第2条第4項に基づいて、認定しております。</p> <p>(2)桑名市テニスコート規則第2条第4項に基づいて、認定しております。</p> <p>(3)12コートは、期間以前仮予約をする際の、一日の上限コート数で、大会運営等でまとまった期間、一定数のコートを必要とすることから、定めています。以前は16コート全て予約可能としておりましたが、一般の個人利用者の皆様にもご予約していただけるよう上限を設けています。</p> <p>(4)大会等の開催により、競技力の向上、利用者間の交流及び競技人口の増加等、地域スポーツの振興に資する活動をされている団体です。</p> <p>(5)団体には、必要最低限のコート数だけ利用するよう依頼しており、全ての事業において12コートを利用しておりません。</p> <p>(6)桑名市テニスコート規則第2条第4項に基づいて、過去に教育委員会が認定しております。</p> <p>(7)期間以前仮予約については今後も継続予定ですが、一般利用者のコート提供環境改善のため、開催事業数の制限や、大会終了後のコート開放等に引き続き努めます。</p> <p>(8)期間以前仮予約ができる団体について、現在把握できる範囲では、平成26年度以降は追加しておりません。</p> <p>(9)6月末現在、期間以前仮予約ができる団体数は13団体で、今年度期間以前仮予約を実施した団体は、8団体です。なお、大会名、日時、使用コ</p>	スポーツ推進・国体推進室

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>数等)を公表して下さい。(4)認定された団体の、多大な貢献とは。内容ぐらいは、公表して下さい。</p> <p>(5)計画段階で、認定されていない団体でも、無条件で12コート(1日中)、さらに、予備日まで完全確保してある。(6)公共施設を認定決裁も得てない団体の為に(7)いつも、何年も、永久的に、優先、優遇させるのか。(8)直営になっても、市民を犠牲、蔑ろにしてまで認定団体を次から次へとなぜ、増やすのか(9)6月末現在の認定団体数(10)認定理由(11)認定した書類等、必ず、判るようにして見せてください。(12)認定した団体は、何回でも何十回でも永久的に最優先、最優遇しているが(13)なぜ、そこまで必要か。(14)その為、一般市民を何年も犠牲にして、対策は全然やろうとしない。なぜ、無視するのか。公共施設は、誰でも、いつでも、差別なく、公平に、楽しく利用できる市民の為に施</p>	<p>ート数については1年度分を、また、この情報と主催者の情報については1箇月先までを、総合運動公園テニスコートクラブハウス窓口においてご覧いただけます。</p> <p>(10)桑名市テニスコート規則第2条第4項に基づきます。</p> <p>(11)条例規則に基づいて、対応させていただきます。</p> <p>(12)桑名市テニスコート規則第2条第4項に該当する事業、及び団体が主催する事業につきましては、平成26年度以降は団体数や総事業数が増加しないように努めており、今後も継続して期間以前仮予約を規則に基づき実施いたしますが、一般利用の方へ配慮し、予約数が増加しないよう、引き続き努めます。</p> <p>(13)大会等の事業を開催する場合、事業規模によりますが、一定程度の面数を必要とする関係で、市として必要と考えられることを、桑名市テニスコート規則第2条第4項に定め実施しております。</p> <p>(14)①期間以前の予約内容の閲覧を、これまでの3箇月先から、年間分の閲覧を可能とし、一般利用の方が利用スケジュールを組みやすいようにいたしました。</p> <p>②期間以前で予約した事業を含め、大会等での使用の際に、予約した時刻よりも早期に事業が終了した際は、予約を取消し、一般利用の方が通常利用できるようにいたしました。</p> <p>③今後も一般利用者へのコート提供環境の改善のために何が出来るかを引き続き検討してまいります。</p> <p>(15)桑名市テニスコート規則第2条第4項第7号に該当する団体のことに</p>	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>設です。立場を利用して、(15)一部の団体(過去のコート使用計画から)に、(16)いつでも、(17)何回でも(18)何年でも特別優遇している。その理由と、なぜ、そのような事が出来るのか、規則の乱用(悪用)でないのか。(19)市民に判り易く、納得出来る詳細な説明回答をお願いします。また、一般市民の救済案、一般市民対策の内容等、いつまでも何年も無視しないで、(20)必ず、実施案の内容、実施時期を決めて下さい。(抽象的な回答だけは絶対にしないで下さい)過去の回答で、「認定団体は指定管理者、教育委員会が決めた事です」と回答してきたが(21)今まで認定権を持っていた機関(部所)から引継いだ、認定関連資料(貢献の判断資料、業者との契約書、認定書、これら各資料については、市が言い出したことです。絶対に存在するはずです。あなたの声を何度でも熟読してください。市民の為の公共施設を特</p>	<p>つきましては、平成26年度以降は団体数や総事業数が増加しないように努めております。</p> <p>(16)一団体が期間以前に予約できる数を制限し、1箇月全ての土・日・祝日が全て期間以前の予約で埋まることのないように努めております。</p> <p>(17)平成26年度以降は期間以前の予約が出来る総事業数が増えないように努めております。</p> <p>(18)市として必要と考えられることを、桑名市テニスコート規則第2条第4項に定め実施しております。</p> <p>(19)①判り易い回答に努めます。</p> <p>②市として何が出来るか検討し、(14)での回答内容や(16)での回答内容を実施しておりますが、引き続きコート提供環境の改善のために何が出来るかを検討してまいります。</p> <p>(20)次の実施内容が決まりましたら、利用者の方へ何らかの方法で時期と内容をお知らせいたします。</p> <p>(21)条例規則に基づいて、対応させていただきます。なお、期間以前仮予約を可能とする団体を認定した関係書類は保存期間の関係等で存在しません。</p> <p>(22)一般利用の方、団体の方、双方にとって、よりよいコート提供環境づくりに今後も引き続き努めてまいります。</p> <p>(23)大会運営等で、まとまった期間、一定数のコートを必要とする事業の団体と一般利用者が共存できる利用環境に努めてまいります。</p> <p>(24)①期間以前の予約内容の閲覧を、これまでの3箇月先から、年間分の</p>	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>定団体の為に、(22)一般市民に犠牲にして、(23)いつも、何年でも、優先して貸し出している。(24)無駄な税金の投入にならないか。何年もほったらかし。一般市民を完全に無視した冷遇扱いで、知らん顔、(25)何年でも同じような逃げ回答、言い訳回答で前進は全く無い。</p> <p>職員、責任者として、コンプライアンス、税金の見直し、考え方、使い道等を説明してください。</p> <p>(26)いつも、その場しのぎの言い訳ばかり、資料、書類等で説明してください。使用計画に疑問、問題が多い中、(27)癒着問題(28)税金問題(30)各種資料および各書類の提出拒否等(31)市民を犠牲にしたままで、なぜ暴走するのか。具体的な説明をお願いします。(32)認定団体の抽出、審査から認定(決裁)までを、実際行っている手順で、誰もが理解できる図解、構図等で説明して下さい。(特に、一般市民</p>	<p>閲覧を可能とし、一般利用の方が利用スケジュールを組みやすいようにいたしました。</p> <p>②期間以前で予約した事業を含め、大会等での使用の際に、予約した時刻よりも早期に事業が終了した際は、予約を取消し、一般利用の方が通常利用できるようにいたしました。</p> <p>③今後も一般利用者へのコート提供環境の改善のために何が出来るかを引き続き検討してまいります。</p> <p>(25)一般利用の方、団体の方、双方にとって、よりよいコート提供環境づくりに今後も引き続き務めてまいります。</p> <p>(26)条例規則に基づいて、対応させていただきます。</p> <p>(27)公平な事業運営に努めます。</p> <p>(28)公平な事業運営に努めます。</p> <p>(29)公平な事業運営に努めます。</p> <p>(30)条例規則に基づいて、対応させていただきます。</p> <p>(31)一般利用の方、団体の方、双方にとって、よりよいコート提供環境づくりに今後も引き続き務めてまいります。</p> <p>(32)桑名市テニスコート規則第2条第4項に基づいて、認定しております。</p> <p>(33)大会運営等で、まとまった期間、一定数のコートを必要とする事業の団体と一般利用者が共存できる利用環境に努めてまいります。</p>	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>との格差がなぜ、無くならないのか、なぜ、見直しをしないのか、どこに問題があるのか) (33)何故、コート利用者の申し込みが多くなると、一般市民を犠牲、蔑ろにしてまで優先させるのか。完全に不公平、理不尽、必ず詳細に説明して下さい。</p> <p>質問の回答について</p> <p>1 () 内は質問番号です。回答拒否する場合、また、反論する場合・必ず、具体的に理由を書いてください。</p> <p>2 質問は (33) あります。必ず、個々に 33 の回答を下さい。勝手に質問を省略しないで下さい。</p> <p>3 規則に沿ってやっています。このような回答でごまかさないで下さい。規則が疑問、疑惑となっています。わかりづらい質問があれば、必ず電話で確認してください。</p>		
505	7.29	メール	質問	<p>2019 年度の多度町敬老会は、どのような経過で中止となったのでしょうか。私は 7 月 19 日に、はじめて知</p>	<p>ご質問いただきました 「2019 年度の多度町敬老会は、どのような経過で中止となったのか。趣旨と確認経過と経費削減先を知りたい」というご質問に対して回答いたします。</p>	介護高齢課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>り、多度町の人が多くが知りませんでした。そのため市に確認したところ、昨年の秋には予算の検討で削除が予定され、多度地区市民センターへは2月頃連絡をし、4月25日の連合自治会長会議に連絡をしたとの回答をいただきましたが、その趣旨と確認経過と経費削減先を知りたいので教えてください。</p>	<p>市の補助金事業については、市の行政改革を推進する中で、例外なくすべてを見直ししています。今回、ご質問いただきました「多度町敬老会」につきましても、開催の趣旨から地域が主体的に実施する事業として位置づけ、行政の関わり方や予算配分について見直しを進めてまいりました。</p> <p>実際のところ、敬老会の催しは市内各地で実施されていますが、地区の事業として地区の予算で実施されています。</p> <p>また、多度町敬老会と同様の形態で実施していた地区もありましたが、市の方針にご理解いただき、地域が主体となる取り組みを進めていこうとしています。</p> <p>従いまして、市といたしましては、平成31年以降の敬老会開催については、それぞれの地域で協議していただいているものと認識しており、平成31年度の予算計上を行っていません。また当事業に相当する予算については、市全体の予算削減に含まれるものであり、別事業に充当されるものではありません。</p> <p>以上、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
506	8.7	投書	意見	<p>平成31年度市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書が届きました。</p> <p>そのため全期納付をしようと桑名駅前サテライトオフィスへ出かけましたが、納付できないとのことであったため、その内容について詳しく尋ねたところ、「全期納付するためには5</p>	<p>いただきましたご意見につきまして、回答させていただきます。</p> <p>まず、窓口での応対及び説明が不十分であったことにつきまして、心からお詫びいたします。</p> <p>市県民税の口座振替による納付につきまして、その新規登録、期別から全期への変更手続き等はその納期限の1カ月前までに行う必要があります。納税通知書の送付のタイミングがどうしても6月になってしまうことから、ご意見いただいたように、どうしてもご不便をおかけしてまいります。</p>	税務課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>月末までに申請してください」と言われました。</p> <p>納税通知書の作成日は6月13日では全期納付はできません。納付方法を桑名市のホームページ又は広報に掲載してもらい、広く市民に周知してもらいたいです。</p>	<p>もし、全期納付をご希望になるのであれば、今年度については納付書で納めていただく方法に変更し、一括して納付していただくことも可能です。</p> <p>また、同時に来年度以降の納付について、全期分を口座振替するように手続きすることもできます。詳しくは市役所税務課へお問い合わせください。</p> <p>なお、ホームページ、広報等での周知につきましても、いただいたご意見を貴重なものとして受け止め、今後の周知拡充に努めさせていただきます。</p>	
507	8.7	メール	要望	<p>大山田交番裏の地域の街路樹の伐採が一本おきに計画されています。伐採される木は緑のビニールテープで印がされています。家の前には残り二本街路樹がありますが、緑のテープで印されている方は残して、もう片方の木を伐採するのは出来ませんか。このことについて担当の方に話を伺いたいと思います。どのように連絡すればよいですか。</p>	<p>いただきました要望について、電話連絡のうえ訪問し、下記のとおり回答しました。</p> <p>松ノ木地区におけるアセットマネジメント事業の方針及び計画等を説明し、理解を得たうえで、伐採対象樹木の選定については、普段の車列の状況等を聞き取り、樹木や交差点の位置関係等を再考したところ、伐採する樹木を変更することに差し支えないと判断できたことから、今年度伐採する樹木を相手方の要望どおりとすることで、ご理解いただきました。</p>	アセットマネジメント課
508	8.9	メール	質問	<p>先日窓口で証明書をとりにいきましたが、仕事に行く前で午前8時20分過ぎだったため朝礼が終わるまで待つように言われました。こちらは仕</p>	<p>朝のお忙しい時間に、窓口へ証明書をとりにお越しいただいた際に不快な思いをされたことは、お詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。午前8時20分過ぎにお越しいただいたということですが、市役所の窓口の受付時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分まで</p>	人事課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>事に行く前の忙しい時間に行ったが朝礼優先と断られました。朝礼は決められているのとのことでしたがそれくらいの融通を利かせてもらうことはできないのか。窓口の指導はどうなっているのでしょうか。</p> <p>また、その時年配の職員がゆっくり歩いて前を歩いていったのであれは誰かと聞くと部長であるとのこと。市の部長は朝礼に出なくていいのですか。窓口の対応と合わせてあわせて回答いただくようお願いいたします。</p>	<p>となっており、朝礼は各課室において、勤務時間の前に業務の準備や、連絡・報告など情報共有や打合せを行うものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>朝礼につきましては、各課室単位で行っており、部長はそれらに属していないこともあり、朝礼への参加は各部長の判断に委ねられております。</p>	
509	8.9	メール	意見	<p>本日、長島駅前にて人権啓発活動を行っていました。それ自体は良いのですが、その方たちの車がロータリーに駐車されていました。周辺にはコインパーキングがあり、市の職員がそのようにされているのは非常に残念です。細かいことですが、ご配慮いただければと思います。</p>	<p>この度は人権を確かめあう日の街頭啓発活動において職員の行動に対し、ご指摘をいただきありがとうございます。</p> <p>この度のご指摘を受け、該当する職員を含め、すべての職員に対し、注意を促したいと思っております。</p> <p>今後、お気付きの点がございましたら、些細な事でも結構ですので、ご指導いただければ幸いに存じます。</p>	人権センター
510	8.13	メール	質問	<p>四日市、鈴鹿市、いなべ市等は水道代、固定資産税などをクレジットカー</p>	<p>市税のクレジットカード払いの導入につきましては、桑名市でも検討しておりますが、現時点では導入に伴う多額のシステム改修費や手数料の負</p>	税務課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>ドで支払うことができますが、いまだに桑名市はクレジットカードで支払えない理由をお聞かせください。</p> <p>あと今後クレジットカードで支払える予定なのかどうかお伺いしたいです。</p>	<p>担等の課題があり、ただちに導入することは困難である状況です。</p> <p>桑名市としましても、クレジットカードや電子マネーでの支払い等、納付手段の多様化への対応は課題であると認識しております。この度の貴重なご意見を踏まえ、機会をとらえて効果的・効率的な納税環境の構築に努めて参りたいと存じますので、よろしくごお願い申し上げます。</p> <p>なお、水道料金につきましては、クレジットカード払いが可能ですので、上下水道部 お客さま総合センター（TEL 0594-24-1260）までお問合せください</p>	
511	8.14	メール	質問	<p>こばさか公園の近くに住む者ですが、今年度から指定管理者制度が終了し、市が直営するというアナウンスがあったようです。一方で、HPには業者が管理を委託されたということになっています。この間の経緯が市のHPや市議会のHPを見ても全くわかりませんが、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>今後、公園の管理については業者が行うのでしょうか。</p>	<p>ご質問に対して回答します。</p> <p>これまで指定管理者制度によって、民間のアイデアやノウハウを活用した管理運営を行ってきましたが、制度導入から10年以上が経過し、一定の成果はあがっているものの、よりよい管理運営方法を検討するにあたり、一旦市での直営で運営することとなりました。</p> <p>民間活力の指定管理で運営されてきたことから、住民サービスの低下を防ぐことも含め、内容を重視する必要があり、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、広く提案を募り、業務の履行能力等を評価し、最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行いました。</p> <p>今年度は、上記方法で選定した業者へ維持管理を委託し、市が運営しております。</p> <p>今後につきましては、新たな管理運営方法を検討し、市民の皆さまにと</p>	まちづくり推進課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					って最も適した運営方法および事業者を選定していきたいと考えておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。	
512	8.19	メール	要望	<p>7月18日ころ桑名高校西の住宅地に出没した多数の猿に関して、桑名市環境安全課に7月19日前後に3通メールしましたが、いずれも返答がありませんでした。国へ官邸メールしても、あなたのメールは・・・(具体的な数字が出る)番目に受理されたと出ますが、桑名市にメールした場合は、何の返答も得られないので、メールが届いたのか届いていないのか、また読まれたのか読まれていないのかもわかりません。もしメールする宛先が間違っていたのなら、どこにメールすべきか返答してほしいです。</p>	<p>平素は市政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>メールについて調査したところ、1通(7月19日(金)16:23)の受信を確認しております。</p> <p>返答がなかったことに関しましては、深くお詫び申し上げます。</p> <p>さて、当課におきましては、当課内に設置されている生活安全対策室が住民の安全対策として猿が出没した際に、安易に刺激を与えず、戸締りのできる場所へ入るなど、市民の安全の観点から自主的な安全対策等を行っていただくようお願いしているところでございます。</p> <p>猿等による農作物被害を防ぐため、有害獣の駆除を行っている農林水産課獣害対策室にもメール内容に基づき、猿の被害防止について有効な手段を聞いてみました。</p> <p>結果、夏場のようにエサが豊富な時期は「わな」を仕掛けても猿に見向きもされないため、有効な手段としては、猿が出没する目的である農作物を網等で囲い、エサの取れない地域にしてもらう事と、追払いが中心となるそうです。</p> <p>実際、獣害対策室に何件かの通報があり、7月18日、19日に、西別所・上野付近と西方地内に出没した猿の群れを追払うなどしており、今後も追払いに協力させていただくとのことでした。</p> <p>心配されておりました、小学校の登下校に関しましては、猿の目撃情報等を考慮して襲われないよう下校時間を早めたりするなど、学校が中心と</p>	環境安全課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					<p>なって安全対策を図っているところであります。</p> <p>市内で猿の群れがいるとの目撃は、頻繁にあり当市において対策を進めているところでありますが、現時点で問題解決に至っていない状況であります。</p> <p>猿対策に関するメールの宛先につきましては、 環境安全課生活安全対策室 (電話：24-1337、メールアドレス：anzentn@city.kuwana.lg.jp) 市民の安心・安全に関すること 農林水産課獣害対策室 (電話：24-1202、メールアドレス：jugaim@city.kuwana.lg.jp) 有害動物の捕獲・駆除、農産物被害対策に関することとなっておりますので、 よろしく申し上げます。</p>	
513	8.26	投書	意見	<p>矢田用水へ廃食用油分などが、流されています。</p> <p>場所は国道 421 号と交差する場所です。この用水は水稻栽培をする農家の人が長年にわたって大切に保全してきた用水路で、汚水や廃水を廃棄するために設置されているものではありません。</p> <p>法令に従ってご指導の程よろしく申し上げます。</p>	<p>当該地につきまして、8月27日に当課職員が周辺水路を調査し、うす茶色の物質が水面に滞留していることを確認いたしました。</p> <p>本案件は、以前にも同様のご意見をいただいております。当課からは当該地に立地する事業者に対し「定期的なグリストラップの清掃・管理」を依頼し、上下水道部営業課からは毎年定期的に「下水道への接続」の啓発を実施しているところでございます。</p> <p>今回の現地確認後においても事業者を訪問し、現在の状況等を説明するとともに、より高い頻度でグリストラップを清掃するよう依頼し、理解を得ました。</p> <p>今後につきましては、当課からは定期的な水路の監視および汚れ具合に応じて事業者に対する状況聴取や清掃依頼を実施していくとともに、</p>	環境安全課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					<p>上下水道部営業課からは引き続き下水道への接続を促すよう啓発活動が続けてまいります。</p> <p>以上、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
514	8. 28	メール	意見	<p>現在桑名市の HP 上に公開されております桑名市会議員の政務活動費及びその関連書類証拠書類等につきまして多くの疑義あり昨日本日と何度も議会事務局に問い合わせして回答をいただいたり説明をしていただきましたが、どうしても納得いかない点がありまして、市当局の正式な回答をお願いします。</p> <p>公開中の書類には単純な事務的ミスも多く担当部局のさらなる注意が必要ですが、特に支出金額が多く問題と思われる部分について不備を指摘したところ、不備は認めながら政務活動費の支出に関しては市議会議長と相談したが、不備な点は軽微（たいしたことない）なので議長が支出を認めたという返答でした。もしこれが事実（議長に相談したこと）なら桑名市の</p>	<p>まず、ご指摘を頂きました、「政務活動費で作成されていること」の明記がなされていない広報誌とは2人の議員と1つの会派の3誌をお示しかと推察いたします。</p> <p>この内、1人の議員と1つの会派の広報誌につきましてはご指摘の通りですが、もう1人の議員の広報誌につきましては、ホームページ上には実際に作られたか否かをお示しする意図で最初の1ページ目しか載せてありませんが、実物は全8ページで構成されており、最終ページにて「政務活動費を使用している」旨の記載がなされております。</p> <p>ご指摘の「政務活動費で作成されている」旨の記載の要否につきましては、本市議会の『政務活動費の手引き』を御覧になって頂いているのかと推察いたしますが、まず、前提として、広報誌の作成経費等の様々な議員活動に対しては、『政務活動費の交付に関する条例』（第6条）にてその支出を認められております。そして、その運用等に各会派・議員間でのバラつきが生じないように、条例とは別に、本市議会では基本的な原則・運用指針等として『政務活動費の手引き』を作成しております。</p> <p>また、収支報告書に疑義がある場合には、同条例（第8条）にて議長の調査が認められており、同手引きの7ページの『収支報告書等の記載に不適切なものがある場合』欄には、「検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると議長が認めたときは、修正を命ずることができます。」</p>	議会事務局

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>条例よりも議長判断が勝るといことになりますので議長判断が市条例に勝るといならばその法的根拠をお示しお教えてください。</p> <p>もし市側が各議員に政務活動費の返還をもとめれば、私が指摘した点だけでも 77 万円程度にはなりません。(市病院の赤字には遠くおよびませんが)</p> <p>私が不備があると指摘した点は 2 議員と 1 会派の広報誌に「政務活動費で作成されていることを明記」することと政務活動費の手引に記載されていることに反していることです。この記載漏れは議会事務局の職員も認めておられます。また本日、職員には私が職員の名前をだして議長への相談の事実とその判断の有無を確かめる旨を通告しましたのでこの件が議会事務局内に留まらないことは承知のことと思います。</p> <p>ここからは私の想像ですが、誰しもミスはあります、実体は事務局の担当</p>	<p>とされております。</p> <p>そこで、1 人の議員と 1 つの会派の広報誌につきましては、ご指摘の通り「政務活動費で作成されている」旨の記載がなく、今回の収支報告書の決裁を回す時点で、議会事務局においても確認できた為、議長にその旨の報告をさせて頂きましたところ、「記載はないものの、条例で定める政務活動費を充てることが出来る経費の範囲内であり、修正を命ずるほどの不適切なものとはいえず、重大な不備とはいえない」との判断がなされた次第です。</p> <p>今後もより一層の政務活動費の適正な運用を図っていく所存でありますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>者の方が、手引書に書いてある事項をしらなかったので記載漏れを見逃したあるいは自己判断でこれくらいは支障なしと判断し、認印を押しあとは準練りの認印をおし、最終的に議長が判を押した。事務局としては、書類上最終責任者は市議会議長なので議長に責任を転嫁した、これが実態だと思っております。</p> <p>とにかく事実をお調べいただいたうえでご回答いただきたくよろしくお願いたします。</p>		
515	8.29	メール	要望	<p>市民プールについてです。</p> <p>あまりにも汚くて正直子供を連れていきたくない程です。西尾や清洲などでは室内で、とてもきれいで、子供も十分に遊べる施設もあって、正直うらやましいです。公式記録会ができるプールがあることはありがたいですが、閉鎖期間中になんとかならないものかと毎年思います。予算的に後回しなんだろうかと予想はつきますが子</p>	<p>この度は市民プールをご利用いただき、ありがとうございます。その際、不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>桑名市民プールは昭和56年の竣工から38年が経過し、老朽化により綺麗で快適な施設とは言い難い部分もございますが、桑名市としましては利用者の安全を第一に考え、出来る限り気持ちよく施設を利用していただけよう、施設の維持管理に努めております。</p> <p>今回の貴重なご意見を真摯に受け止め、今後もより良い施設となるよう尽力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	スポーツ振興・国体推進室

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				育てにくい町だなあと思うことが多くあります。		